

令和8年5月31日執行予定 新潟県知事選挙
臨時啓発事業コンペティション実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年5月31日執行予定 新潟県知事選挙 臨時啓発事業

(2) 事業の趣旨・目的

〈現状・課題〉

- ・若年層(10代～30代)は他の層に比べて投票率が低い。(県HP掲載の年齢別投票率より)
- ・若年層が日常的に利用するSNSを活用し、情報を発信することが選挙に関心を持ってもらう上で有効ではないかという声がある。(R7年度Niigata選挙カレッジ受講後アンケートより)
- ・政治・選挙情報の入手元としてテレビとインターネットが全年代通して高い割合を占めている。若年層はインターネットが特に高い割合を占めている。(「(公財)明るい選挙推進協会実施の「第50回衆議院議員総選挙全国意識調査」より)

〈事業の目的〉

- ・多岐にわたる広報媒体(特にテレビ、インターネット)を活用し、投票日及び期日前投票の周知及び投票参加を全世代に広く促す。
- ・SNSやネット広告を活用し、投票に行ったことのない若年層(10代～30代)を中心に積極的な投票参加を促す。
- ・イベントの開催など選挙人に対し直接投票参加を呼びかける機会を設け、露出機会を増やすことで、新潟県知事選挙への関心を高める。

上記を踏まえ、効果的な啓発事業を実施するため、企画コンペティションを行い、選挙啓発の企画及び啓発用媒体の製作等を実施するものである。

(3) 業務内容

詳細は、別紙「令和8年5月31日執行予定 新潟県知事選挙 臨時啓発事業コンペティション対象作品仕様書」のとおり。

ア テレビスポット(WE B連動)・・・1案

イ WE Bサイト・・・1案

ウ LINE 及び Instagram での広告(WE B連動)・・・各1案

エ ウ以外でのSNS又はインターネット等での広告(WE B連動)・・・1案以上

オ 全世帯配布用啓発チラシ・・・1案

カ ポスター・・・1案

キ イベント形式による啓発(キャラバン等)・・・1案

ク その他付帯提案(必要に応じて)

ケ 新規提案事業・・・1案以上

※ アからキまでは必須項目でそれ以外も必要に応じて提案可

※ アからクまでは統一されたコンセプトに基づいて作成すること。

※ アからクまでは一括契約とし、ケは別契約とする。よって2者以上の契約もあり得ること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年7月31日まで

2 費用限度額

25,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

[限度額]

1(3)アからクまで:21,500,000円(同)

1(3)ケ : 1,750,000円(同)×2案

3 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 新潟県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (7) この公告の日から5(3)で定める企画提案書等の提出期限までの間に、新潟県の指名競争入札における指名停止を受けていない者であること。

4 実施要領の内容についての質問の受け付け及び回答

(1) 質問の受け付け

期 限: 令和8年4月1日(水)午後5時まで

受付場所: 問合せ先に同じ

方 法: 別途指定する質問書により、電子メールにて提出すること。

ただし、企画提案の評価・選考に係る質問については行わないこと。

(2) 質問の回答

期 日: 令和8年4月3日(金)まで

回 答 先: 回答書を、質問者全員に電子メールで送付するとともに、県選管のホームページに掲載する。

回答予定期日を過ぎても電子メールが受信できない又はホームページが閲覧できない場合は、電話により問い合わせをすること。

5 提案書の作成要領

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（1部）
- イ 企画提案書（正本1部、副本5部）
- ウ 製作物（1案につき1点。(エ)は1点以上、(ケ)は任意の数、(ク)は1点以上)
 - (ア) テレビスポット（WEB連動）
DVDに録画したもの又は絵コンテ（企画内容が分かるもの）
 - (イ) WEBサイト
「新潟県ホームページ作成基準チェック表」（正本1部、副本5部）
※ 「対応状況」欄に具体的な対応を記入の上、提出すること。
 - (ウ) LINE 及び Instagram での広告（WEB連動）
企画内容が分かるもの
 - (エ) (ウ)以外のSNS又はインターネット等での広告（WEB連動）
企画内容が分かるもの
 - (カ) 全世帯配布用啓発チラシ
印刷したもの又は企画内容が分かるもの
 - (キ) ポスター
印刷したもの又は企画内容が分かるもの
 - (ク) イベント形式による啓発（キャラバン等）
企画内容が分かるもの
 - (ケ) その他付帯提案（必要に応じて）
企画内容が分かるもの
 - (コ) 新規提案事業
企画内容が分かるもの
- エ 見積書及び明細書（正本1部、副本5部）
- オ プレゼンテーション用の電子データ
 - ※ 6（2）のプレゼンテーションでプロジェクターを使用する参加者のみ。
 - ※ PowerPoint に動画を添付した場合、再生できないおそれがあるので注意すること。
 - ※ ウの製作物のうち(ア)テレビスポットのDVDについては、企画内容が電子データで確認できる場合、当該製作物の提出は不要とする。

(2) 作成方法

- ア 企画提案書、見積書及び明細書については、原則としてA4サイズ（両面可）に統一の上、コピー可能な状態とするが、記載事項の都合上、これによらないことも認める。
- イ 製作物については、原則として企画提案書に記載することとするが、記載事項の都合上、これによらないことも認める。
- ウ 企画提案書には、選挙啓発業務全体に係るトータルコンセプトを記載すること。
- エ 見積書及び明細書について、本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、

金額等)を明らかにすること。

オ 見積書及び明細書は、企画提案書とは別冊で作成すること。

なお、様式は任意とするが、新潟県知事花角英世宛てに、参加者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)を記載し、押印(法人にあっては、社印及び代表者印を押印)の上、提出すること。

※ 押印を省略することも可能。その場合は、「見積書及び明細書発行の責任者」、「事務担当者」、「それぞれの連絡先」を必ず記載すること。(責任者と事務担当者は同一でも構わない。)

カ プレゼンテーション用の電子データは、Microsoft Office PowerPoint 又は PDF で提出すること。

(3) 提出期間等

ア 提出期間

(ア) 参加申込書

この公告の日から令和8年4月6日(月)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く)。

(イ) 参加申込書以外

この公告の日から令和8年4月9日(木)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く)。

イ 提出場所

問合せ先に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、午後5時必着とする。

(1) オのプレゼンテーション用のデータ及び(3) ア(ア)参加申込書は、メールでの提出も可とする。

エ その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6 審査要領

(1) 評価・選考の方法

参加資格があると認められる者の企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容について、一次選考会及び二次選考会において決定する。

評価は、選考委員のそれぞれが独立して行い、その結果を集約する方法により行う。

ア 一次選考

県選管書記等が、提出された作品を採点する。

この採点結果を集計し、得点数上位3作品を二次選考の対象とする。

ただし、1(3)ケについては、この限りではない。

イ 二次選考

一次選考により選ばれた作品の中から、書記長、書記長補佐等で構成する二次選考会で企画提案内容及び見積金額の妥当性等を審査の上、決定する。

※ 二次選考において新たな提出物やプレゼンテーションの実施等は求めない。

(2) プレゼンテーション

一次選考会において、参加者による企画提案書等のプレゼンテーションを対面で実施する。

プレゼンテーションの実施に当たっては、パーソナルコンピューター及びプロジェクターの使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。

なお、パーソナルコンピューター及びプロジェクターは、県選管で用意する。

ア 日時

令和8年4月13日(月) 午前9時30分以降

(時間等は参加者に別途連絡する。)

イ 所要時間

(ア) 1(3)アからクまでのみ参加

プレゼンテーション 20分 質疑応答 5分

(イ) 1(3)ケのみ参加

プレゼンテーション 10分 質疑応答 5分

(ウ) 1(3)アからクまで及びケの双方に参加

プレゼンテーション 25分 質疑応答 5分

(3) 評価・選考の内容

次の観点から評価・選考する。

新潟県知事選挙への関心を高め、投票参加を促す作品であるか。

新潟県選挙管理委員会が行う啓発事業として適切な内容であるか。

(4) 企画提案の無効

企画提案が次に掲げる場合に該当するときは、無効とする。

ア 3に掲げる資格がない者が企画提案書等を提出した場合

イ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 要領及び仕様書に示した企画提案に関する要件に適合しない場合

エ 費用限度額を超えた金額を提示した場合

7 選考結果

参加者に対して、令和8年4月中旬をめどに書面により通知する。

なお、決定者に対しては、契約締結に向けた交渉を進める。

8 日程等

(1) 質問提出期限	4月 1日(水) 午後5時まで
(2) 回答予定日時	4月 3日(金) まで
(3) 参加申込書提出期限	4月 6日(月) 午後5時まで
(4) 企画提案書等提出期限	4月 9日(木) 午後5時まで
(5) プレゼンテーション及び一次選考会	4月13日(月) 時間は別途通知
(6) 選考結果通知	4月中旬
(7) 委託契約締結	4月中旬予定

9 担当課（問合せ先）

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県選挙管理委員会（新潟県庁行政庁舎5階）

電話番号：(025) 280-5057（直通） F A X 番号：(025) 280-5512

E-mail:ngt240010@pref.niigata.lg.jp

10 その他

- (1) 要領その他県選管から配付した資料を無断で使用することを禁止する。
- (2) 企画提案書の作成、提案及びプレゼンテーションに要する経費は、参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書は無断で使用することはない。
ただし、提案のあった内容については、今後の企画の参考にすることがある。
- (4) 参加申込書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 採用作品の内容について、変更・追加等を依頼する場合がありますので、指示に従うこと。また、契約締結の際、契約書の内容等は指示に従うこと。
- (6) 本契約過程で生じた全ての著作権は新潟県に帰属し、新潟県が独占的に使用する。
ただし、請負業者は、本契約履行過程で生じた著作権を自ら使用し又は第三者をして使用させる場合は、協議して定める。

参考：参加資格に係る関係法令

●地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

●会社更生法第17条（更生手続開始の申立て）

株式会社は、当該株式会社に更生手続開始の原因となる事実（次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。）があるときは、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

- 一 破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがある場合
- 二 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合
- 2 株式会社に前項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、次に掲げる者も、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。
 - 一 当該株式会社の資本金の額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者
 - 二 当該株式会社の総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

●民事再生法第21条（再生手続開始の申立て）

債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

- 2 前項前段に規定する場合には、債権者も、再生手続開始の申立てをすることができる。

●会社法第 475 条（清算の開始原因）

株式会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

- 一 解散した場合（第四百七十一条第四号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）
- 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
- 三 株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

●会社法第 644 条（清算の開始原因）

持分会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

- 一 解散した場合（第六百四十一条第五号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）
- 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
- 三 設立の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

●破産法第 18 条（破産手続開始の申立て）

債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

2 債権者が破産手続開始の申立てをするときは、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

●破産法第19条（法人の破産手続開始の申立て）

次の各号に掲げる法人については、それぞれ当該各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人 理事
 - 二 株式会社又は相互会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社をいう。第百五十条第六項第三号において同じ。） 取締役
 - 三 合名会社、合資会社又は合同会社 業務を執行する社員
- 2 前項各号に掲げる法人については、清算人も、破産手続開始の申立てをすることができる。
- 3 前二項の規定により第一項各号に掲げる法人について破産手続開始の申立てをする場合には、理事、取締役、業務を執行する社員又は清算人の全員が破産手続開始の申立てをするときを除き、破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。
- 4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる法人以外の法人について準用する。
- 5 法人については、その解散後であっても、残余財産の引渡し又は分配が終了するまでの間は、破産手続開始の申立てをすることができる。

●新潟県暴力団排除条例第 2 条第 1 号（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。